

～住民監査請求 Q&A～

Q1.住民監査請求って、どんな制度ですか？

「住民監査請求」は、田川市民の方が、市長や職員などの違法又は不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」についての監査を求め、その防止や是正などの必要な措置を講じることを求める制度です。

Q2.請求は、誰でもできますか？

1. 田川市の住民であれば、1人でも請求できます。
2. 納税、選挙権、国籍などは問いません
3. 市内に所在する法人や団体も請求することができます。

Q3.誰の行為に対して、請求ができますか？

監査請求の対象者となるのは、次のとおりです。

1. 田川市長
2. 委員会または委員（田川市教育委員会、田川市監査委員など）
3. 市職員

監査請求は、上記の者が行った財務会計上の行為等を対象（Q4 参照）とするものです。そのため、対象者が特定されていないと、監査請求の要件は満たされず、不適法なものとして却下されることとなります。

なお、市議会や議員は請求対象にはなりません。

Q4.どのようなことに対して、請求ができますか？

次の違法・不当な財務会計上の行為や怠る事実が対象となりますが、市に損害が発生しているか、発生するおそれがないと請求はできません。

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1. 違法又は不当な | ア 公金（委託費、補助金の支出など）の支出 |
| | イ 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分 |
| | ウ 契約（売買、工事請負契約など）の締結、履行 |
| | エ 債務その他の義務の負担（借入など） |

※ これらの行為は、相当の確実さで予測される場合も請求できます。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 2. 違法又は不当に | オ 公金の賦課徴収を怠る事実（市税の徴収など） |
| | カ 財産の管理を怠る事実（市有地や市の債権の保全管理など） |

Q5. 請求は、いつでもできますか？

1. 監査請求は、請求の対象となる行為があった日、又は終わった日から 1 年以内に行わなければなりません。よって、1 年以上経過している場合には、「正当な理由」がない限り請求はできません。
2. 怠る事実については、怠る状態が続いている限り、請求期間の制限はありません。

Q6. 1 年以上経過していても監査請求できる「正当な理由」とはなんですか？

- 次の 3 つの要件に全てあてはまる必要があります。
 1. 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
 2. その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
 3. その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること。
- 相当な期間内がどのくらいの期間なのかは、事案により異なります。
- 1 年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

Q7. 請求する際、どこに、どのような書類を出せばいいですか？

1. 田川市職員措置請求書（以下、請求書といいます。）を作成のうえ、監査事務局へ直接お持ちになるか、郵送をしてください。
2. 請求書の様式・記載例は、下記を参照してください。
3. 請求の際には、違法・不当とする行為等の、事実を証明する書類を添付することが必要です。

（例）新聞記事の写し、情報公開で入手した文書、決算書など

田川市職員措置請求書

（※請求の対象とする執行機関、職員）に関する措置請求の要旨

※具体的に「田川市長」や「〇〇課△△係職員」というように記載してください。

1 請求の要旨

※次の事項について、分かりやすく簡潔に記載してください。

- ① 誰が（請求の対象となる職員の職名、氏名）
- ② いつ、どのような財務会計の行為を行っているのか。
- ③ その行為は、どのような理由で、違法又は不当なのか。
- ④ その結果、どのような損害が市に生じているのか。
- ⑤ 誰に対して、どのような措置を請求するのか。

⑥ 請求日が財務会計上の行為を行った日又は終わった日から1年以上経過している場合は、その理由。

2 請求者

住所

氏名（自署・押印）

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 年 月 日

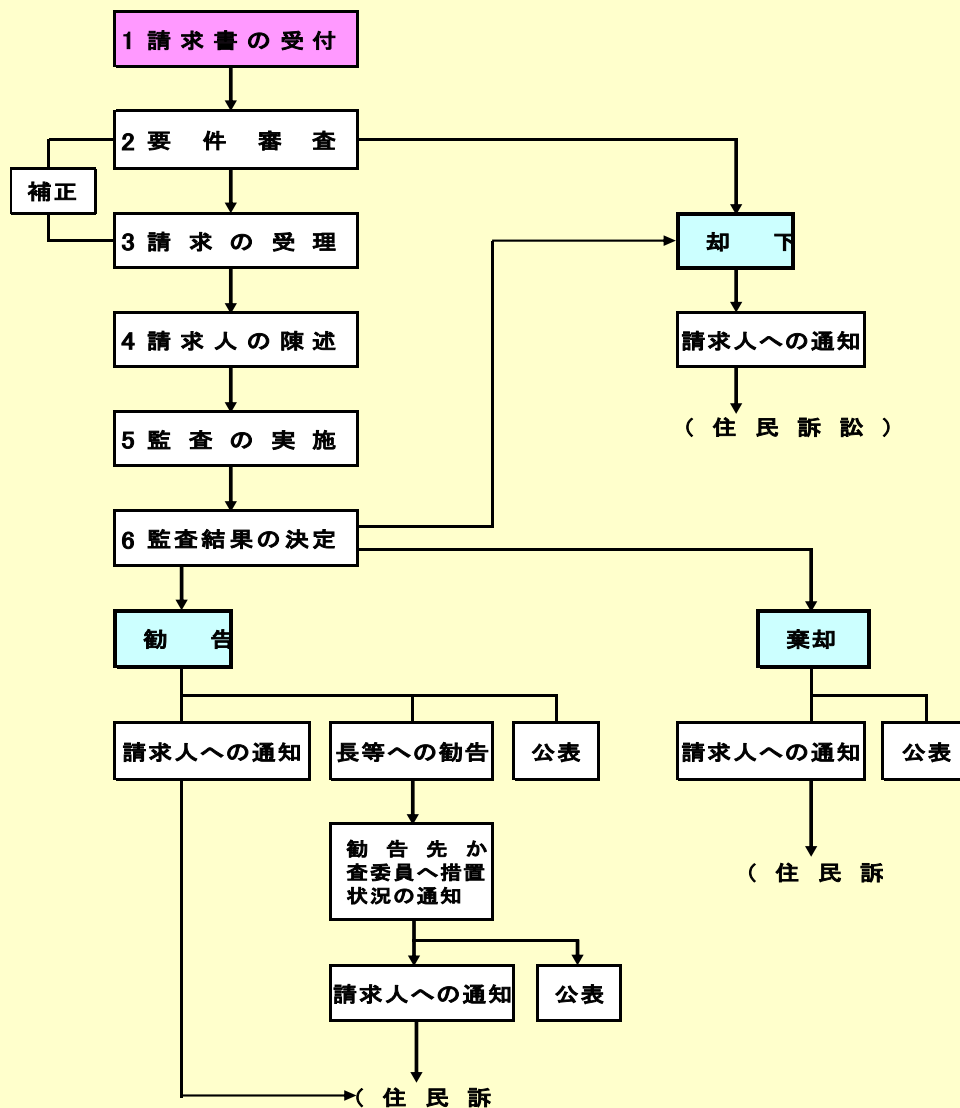
田川市監査委員 様

田川市監査委員 様

(注)縦書きでも差し支えありません。

Q8.どのような手続きで監査が行われるのでしょうか？

請求書が監査事務局に提出されますと、以下のような流れで監査等が行われます。



Q9. 監査結果等に不服があるときは、どのようにしたらいいですか？

請求人が監査結果などに不服な場合は、住民訴訟を提起することができます。なお、住民訴訟の対象事項とその期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

	住民訴訟ができる場合	住民訴訟ができる期間
1	監査結果や勧告の内容に不服がある場合（監査を実施せず却下された場合も含まれます）	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員などの措置に不服がある場合	措置にかかる監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から60日以内に監査又は勧告を行わないとき	60日を経過したときから30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員などが、必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内